

## 介護保険事業者指定・許可の更新について

平成18年4月の介護保険法改正により、介護保険事業者の指定等について更新制度が導入され、介護保険事業者は6年毎に指定等の更新を受ける必要があります。

については、京都府の更新手続きを次のとおり、お知らせします。

なお、京都市内の事業者及び地域密着型サービスについては、事業所所在地の市町村介護保険担当課までお問い合わせください。

### ○対象となる事業者

指定・許可を受けた全ての介護保険事業所（みなし指定事業所を除く※）

### ○更新手続き（別紙一覧表を参照ください）

・原則として、指定等の有効期間満了日の3ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を実施します。

### ○申請窓口

京都市以外の事業者：管轄する保健所企画調整課

（京都市内の事業者：京都市介護ケア推進課にご確認ください）

### ○申請書類

- ①指定（許可）更新申請書（第1号様式の2）
- ②更新用付表（付表1、2）
- ③役員名簿（参考様式7-1）
- ④介護支援専門員の変更状況一覧（参考様式8-1）
- ⑤誓約書（様式10）
- ⑥人員基準の確認書類
  - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式4）
  - ・従業者の資格を証する書面の写し

#### ⑦施設基準の確認書類

- ・事業所の平面図（部屋ごとの床面積がわかる寸法の入ったもの）

#### ⑧適正なサービス提供の確認書類

- ・申請日から1年以内に作成している自主点検表
- ・実地指導の結果通知及び改善報告書の写し（直近のもの）
- ・第三者評価を受診している場合はその結果通知等の写し又は申込書（3年度以内に受診したものすべてを添付）

※③④：役員及び介護支援専門員に変更がある場合には、別途変更届出書の提出が必要。

※③：同一法人において役員名簿（参考様式7の1）を既に提出しており変更がない場合には、既に提出している名簿の写しを添付。（原本の提出日及び添付した事業所名を明記のうえ余白に原本証明をすること。）。

※③⑤：役員名簿及び誓約書の添付は、複数サービスの申請であっても1部で構わない。

※④：特定施設入居者生活介護、居宅介護支援及び介護保険施設の事業者のみ添付。

※⑦：通所系サービス、特定施設入居者生活介護及び介護保険施設の事業者のみ添付。

※⑧：「第三者評価」とは京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構が実施するもの。

### ○更新申請に当たっての注意事項

- ・同じ事業所番号の事業所でも、指定満了日ごとに更新申請書の作成が必要です。  
また、同じ事業所番号、指定満了日であっても介護保険施設については、別に更新申請書の作成が必要です。
- ・有効期間満了日までに申請がないと、指定更新は受けられません。
- ・以下に該当する事業者は指定更新出来ません。

- ア) 介護保険事業者指定の欠格要件に該当する事業者
- イ) 京都府からの改善勧告に従わず、公表された事業者
- ウ) 改善命令及び停止処分を受けた事業者。ただし指定更新時点までに改善がなされ、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。
- エ) 「介護サービス情報の公表」制度の義務を果たしていない事業者

#### ※地域密着型サービス事業所の指定更新について

平成18年4月以前に京都府が指定を行った地域密着型サービス事業所について、有効期間の起算日となる指定日は、当初に京都府が指定した年月日となります。

該当するサービス：認知症対応型通所介護  
認知症対応型共同生活介護  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

更新申請に係るこれらの様式については、以下の京都府ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

[介護保険事業者の指定更新手続きについて／京都府ホームページ \(pref.kyoto.jp\)](http://pref.kyoto.jp)

## みなし指定に係る指定更新の取扱いについて

介護保険指定事業者のみなし指定の更新手続きについては以下のとおりです。

### (1) みなし指定の種類

#### ① 経過措置

介護保険法施行前に他法により指定等を受けていた事業者は、平成12年4月1日以降、カッコ内のサービスについて指定があったものとみなされる。

(介護保険法施行法第4条、第5条及び第8条)

医療機関	(訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション ・居宅療養管理指導)
薬局	(居宅療養管理指導)
訪問看護ステーション	(訪問看護)
特別養護老人ホーム	(介護老人福祉施設)
老人保健施設	(介護老人保健施設)

#### ② 指定の特例

医療機関等として指定又は許可を受けた場合に、カッコ内のサービスに係る指定があったものとみなされる。(介護保険法第71条及び第72条、施行規則第127条及び第128条)

医療機関	(訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション ・居宅療養管理指導)
薬局	(居宅療養管理指導)
介護老人保健施設	(通所リハビリテーション・短期入所療養介護)
介護療養型医療施設	(短期入所療養介護)

### (2) みなし指定に係る更新手続きについて

介護保険法施行(平成12年4月1日)前に、旧老人保健法、旧老人福祉法の「経過措置によるみなし指定」を受けた事業所のうち、訪問看護事業所については、更新手続が必要となりますので御注意ください。

	根拠法	法施行時に受けていた指定	現在のみなし指定	更新手續
指定特例	健康保険法	病院、診療所	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	不要
		歯科医療機関	居宅療養管理指導	
		薬局	居宅療養管理指導	
経過措置	旧老人福祉法	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	必要
	旧老人保健法	老人訪問看護ステーション	訪問看護	
		老人保健施設	介護老人保健施設	
指定特例	介護保険法		通所リハビリテーション 短期入所療養介護	指定特例と同様であり不要
		介護老人保健施設	短期入所療養介護	
	介護療養型医療施設	短期入所療養介護		不要

(例) 事業所番号「266・・・・」で訪問看護の「経過措置のみなし指定」を受けている事業所 ⇒ 更新手続きが必要です。

※事業所番号が「266」で始まる事業所については、更新手続きが必要です。